

大個審答申第 66 号
平成 25 年 10 月 1 日

大阪市長 橋下 徹 様

大阪市個人情報保護審議会
会長 野呂 充

大阪市個人情報保護条例第 43 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成 24 年 5 月 22 日付け大人事人第 81 号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審議会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が平成 24 年 3 月 12 日付け大総務人第 506 号により行った不存在による非開示決定（以下「本件決定」という。）は妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示請求

異議申立人は、平成 24 年 2 月 27 日、大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「保護条例」という。）第 17 条第 1 項に基づき、実施機関に対し、「公務員法に準じ自己の身分保障に関し 所轄、〇〇、等級〇〇級 職員番号〇〇 懲戒免職票又依願退職票、有印公文証」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報（以下「本件情報」という。）を保有していない理由を次のとおり付して、保護条例第 23 条第 2 項に基づき、本件決定を行った。

記

「本市において、請求人に対し免職等の懲戒処分を行っておらず、また、請求人から依願退職の意思を示す書類を受理していないため、当該保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。」

3 異議申立て

異議申立人は、平成 24 年 3 月 21 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条第 1 号に基づき異議申立て（以下「本

件異議申立て」という。)を行った。

第3 異議申立人の主張

異議申立人の主張はおおむね次のとおりである。

- 1 あびこ職員会館にて、2ヵ月弱の臨時期間を経て、正職員となった。
- 2 その後、勧告、戒告等一切なく、会社都合による解職を口頭により告げられた。その際の記録の開示を求める。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 実施機関においては、本件情報をそもそも作成又は取得しておらず、本件情報は実際に存在していない。
- 2 本件請求は、異議申立人が本市職員であったことが前提として行われているものであるが、異議申立書の添付書類の「雇用保険被保険者離職票－2」及び「健康保険任意継続被保険者資格取得申請書」から、異議申立人が本市職員ではなく、「大阪市職員互助組合」（現「一般財団法人大阪市職員互助会」。以下「互助会」という。）の職員であったことは明らかである。
- 3 互助会は、実施機関とは別個の法人であることから、当然のことながらその職員の情報については、実施機関として把握しておらず、異議申立人に係る情報を保有していないことは明らかである。
- 4 以上により、実施機関は、本件請求について本件情報を保有していないことから、本件請求に対し本件決定を行ったものである。

第5 審議会の判断

1 基本的な考え方

保護条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、保護条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

2 争点

異議申立人は、本件請求において、異議申立人が互助会から解職を受けた際の関係書類を求めているものと解されるところ、実施機関は、本件情報が存在しないことを理由に本件決定を行ったのに対して、異議申立人は、本件決定を取り消し、本件情報

を開示すべきであるとして争っている。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、本件情報が存在しないとしてなされた本件決定の妥当性である。

3 本件情報の存否について

(1) 実施機関に確認したところ、互助会は大阪市職員互助会条例（昭和 30 年大阪市条例第 3 号。以下「互助会条例」という。）に基づき設置された団体であり、互助会条例第 4 条及び同施行規則第 26 条の規定により市の職員に事務の嘱託を行う場合を除き、互助会が直接職員を雇用してその事業を行っているとのことである。

(2) ここで、当審議会において、異議申立人が本件異議申立てに係る異議申立書に添付している「雇用保険被保険者離職票－2」及び「健康保険任意継続被保険者資格取得申請書」を見分したところ、前者の「事業所」欄には「大阪市職員互助組合」と、後者の「資格喪失の際使用されていた事業所」欄には「大阪市職員互助組合 あびこ職員会館」と、それぞれ記載されていた。

なお、実施機関によれば、「あびこ職員会館」は互助会がその事業の一環として当時運営していた施設であるとのことである。

以上のことから、異議申立人は互助会に雇用されていたものと認められる。

(3) また、実施機関に確認したところ、互助会に雇用された職員に係る解職については、互助会が行うものであり、これに係る文書等についても、互助会から実施機関へ提出されることはないとのことであった。

(4) 以上を踏まえると、本件情報を保有していないとする、実施機関の主張に、特段、不自然不合理な点は認められない。

4 結論

以上により第 1 記載のとおり判断する。

(参考) 答申に至る経過

平成 24 年度諮問受理第 12 号

年 月 日	経 過
平成 24 年 5 月 22 日	諮問
平成 24 年 9 月 7 日	実施機関から実施機関理由説明書の提出
平成 24 年 10 月 18 日	異議申立人から意見書の提出
平成 24 年 12 月 17 日	審議（論点整理）及び異議申立人意見陳述
平成 25 年 7 月 19 日	審議（答申案）
平成 25 年 8 月 26 日	審議（答申案）
平成 25 年 10 月 1 日	答申